

1. 入院基本料について

●障害者施設等入院基本料

当院では、1日に（日勤、夜勤あわせて）入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

1階あさがお病棟では、1日に14人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯別毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者
8：30～16：30	5人以内
16：30～0：30	24人以内
0：30～8：30	24人以内

2階ひまわり病棟では、1日に9人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯別毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者
8：30～16：30	5人以内
16：30～0：30	14人以内
0：30～8：30	14人以内

2. 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

3. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を自己負担がない患者さんも含め無償で交付しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点にご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

4. 当院は四国厚生支局に下記の届出を行っております。

①基本診療料の施設基準に係る届出

- ◆入院時食事療法／生活療養（Ⅰ）
- ◆特殊疾患入院施設管理加算
- ◆医療安全対策加算 2
- ◆障害者施設等入院基本料（10：1）
- ◆初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- ◆療養環境加算
- ◆医療的ケア児（者）入院前支援加算
- ◆情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ◆歯科外来診療医療体制安全対策加算 1
- ◆歯科外来診療感染対策加算 1

②特掲診療料の施設基準に係る届出

- ◆がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆がん治療連携指導料
- ◆歯科治療連携指導料
- ◆在宅患者歯科治療時医療管理料
- ◆歯科訪問診療科の注13に規定する基準
- ◆検体検査管理加算（Ⅰ）
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆障害児（者）リハビリテーション料
- ◆小児運動器疾患指導管理料
- ◆歯科口腔リハビリテーション料 2
- ◆CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

- ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆認知療法・認知行動療法 1
- ◆検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ◆コンピュータ断層撮影（CT撮影）16列以上64列未満のマルチスライス型の機械
- ◆入院ベースアップ評価料42
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

5. 保険外併用療養費について

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

●診断書・証明書に関する料金 1通の金額（税込）

一般診断書	2,200円	補装具要否意見書	2,200円
原本証明	原本の半額	日常生活用具要否意見書（紙おむつ用）	1,650円
年金診断書	5,500円	障害児福祉手当認定診断書（20歳未満）	5,500円
身体障害者診断書	5,500円	特別障害者手当認定診断書（20歳以上）	5,500円
精神障害者保健福祉手帳診断書	5,500円	特別児童扶養手当認定診断書	5,500円
生命保険等請求診断書	5,500円	自立支援医療（精神通院医療）診断書	4,400円
現認証明書	1,100円	領収証明書	1,100円
入通院証明書	1,650円	英語表記の文書料 3,000円（税別）を現行料金に上乗せ	
死亡診断書	3,300円		
死体検案書	5,500円		

在宅医療に係る交通費 2 km未満	200円
在宅医療に係る交通費 2 km以上 5 km未満	500円
在宅医療に係る交通費 5 km以上10km未満	1,000円

※在宅医療に係る交通費10km以上は、5 km増すごとに300円の加算（5 km未満は切り上げ）

6. 特別の療養環境の提供について

当院では、患者さんのご希望により利用していただける有料個室をご準備しております。

料金については次の通りです。

ひまわり病棟	病室（号室）	料金（税込）
トイレなし	1号室・5号室	2,200円
トイレあり	2号室・3号室・10号室・11号室	3,300円

7. 長期収載品にかかる選定療養費について

将来にわたり医療保険制度を維持するため、医療保険財政の改善を図る目的で『長期収載品にかかる選定療養費』の制度が令和6年10月より始まりました。

長期収載品を、患者さんご自身で希望された場合には選定療養費として自己負担が発生します。

※長期収載品とは：一般的には、既に特許が切れている、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある

先発医薬品のこと。薬価基準に長期間収載されていることから「長期収載品」といわれています。

『長期収載品と後発医薬品（最高価格帯のもの）との価格差』× 1/4 が自己負担額となります。

8. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いているため、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは：お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載すること。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。